

平成 28 年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち  
生産国情報収集事業

報 告 書

平成 30 年 3 月

**林野庁**



## 目 次

1	報告書の概要	1
2	事業の概要	2
2.1	事業の目的	2
2.2	事業の実施内容等	2
2.3	事業の実施体制	10
2.4	事業の実施スケジュール	12
2.5	報告会の開催	12
3	クリーンウッド法の概要	13
3.1	基本方針	13
3.2	合法性の確認方法	13
4	生産国における情報の収集	16
4.1	マレーシア	16
4.1.a	マレーシア（サバ州）	51
4.1.b	マレーシア（サラワク州）	144
4.1.c	マレーシア（半島部）	219
4.2	インドネシア	320
4.3	ベトナム	356
4.4	中国	399
4.5	ペルー	433
4.6	メキシコ	462
5	Web 上への既往情報の整理	484
5.1	概要	484
5.2	実施スケジュール	485



# 1 報告書の概要

本事業は、環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Partnership）（以下、「TPP協定」とする）の「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されたことを踏まえて制定された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下、「クリーンウッド法」とする）が本格的に運用されるに当たり、生産国の木材流通実態等に関する情報を収集することを目的として、実施された。

本事業の内容は、①生産国における現地情報の収集、及び②既往情報の整理であり、前者は、マレーシア、インドネシア、ベトナム、中国、ペルー及びメキシコの6カ国を調査対象国として、各国の木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等を収集した。後者は、既往情報及び生産国において収集した情報を、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の構成を想定して整理した。

本事業を実施するに当たっては、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会で共同事業体を形成し、上記の調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行う体制を整えた。

各調査対象国の現地調査は、平成29年5月から10月に実施した。現地調査において収集した情報は、本報告書の第4章に整理した。既に、木材合法性保証システム（TLAS：Timber Legality Assurance System）等が構築されているマレーシア及びインドネシアにおいては、同システムについて整理し、それ以外の国においては、EU木材規制において合法性の範囲として定義されている、合法伐採権、税金と手数料、木材伐採、第三者の権利及び貿易と輸送の5項目に照らし合わせて、関連法令・許認可制度を整理した。また、各国で実施されている森林認証制度等についても整理した。

## 2 事業の概要

### 2.1 事業の目的

2017年11月に、日本を含む参加11か国で発効させることが大筋合意したTPP協定の「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されている。これに対応するため「クリーンウッド法」が2016年5月に制定され、1年後の2017年5月20日に施行された。

クリーンウッド法第5条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第6条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が違法伐採材ではないことを判断するために、「デュー・ディリジェンス」（払って然るべき正当な注意義務及び努力）の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。また、国は合法性の判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開した。このサイトでは、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報が掲載されている。

本事業は、TPP協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されたことを踏まえて制定されたクリーンウッド法が本格的に運用されるに当たり、生産国の木材流通実態等に関する情報を収集することを目的として、実施された。

### 2.2 事業の実施内容等

#### 2.2.1 事業の内容

『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国情報収集事業に係る仕様書』に示された本事業の内容は、次のとおりである。

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集する。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野庁と協議の上で実施することとする。

(1) 生産国における現地情報の収集

マレーシア（半島）、ペルー、メキシコ等において、木材の流通や関連法令に関する情報を収集する。

(2) 既往情報の整理

今後、違法伐採関連の現地情報を速やかに提示できる体制を整えていくために、これまで様々な主体により収集されてきた生産国における現地情報を整理した上で、ウェブサイトに掲載可能な状態とする。

## 2.2.2 事業実施の基本方針

### 1) 調査対象国の考え方

『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国情報収集事業に係る仕様書』においては、「マレーシア（半島）、ペルー、メキシコ等において、木材の流通や関連法令に関する情報を収集する。」とされている。当共同事業体は、本事業の背景及び目的を踏まえた上で、より効果的な実施成果を得るために、上記仕様書に例示された国・地域に加えて、次の考え方に基づいて調査対象国の追加を提案した。

まず、調査対象国の選定に当たっては、次の点に着目した。

表 2.2.1 調査対象国選定の着目点

No.	着目点	内容・理由
1	木材輸入額	我が国の木材輸入額 <sup>1</sup> が多い生産国を優先するべきと考える。なお、その中から腐敗認識指数が高く、合法性証明の管理体制が比較的整備されている所謂先進国に該当する国は対象から除外する。
2	TPP加盟・交渉参加状況	TPP加盟国・交渉参加国、若しくは参加を積極的に検討している開発途上国に着目する。TPP協定が開始されると木材製品の関税が撤廃されることから、対日輸出において非加盟国と比較して相対的に優位となり、加盟国の対日輸出増の可能性がある。
3	欧米の違法伐採材禁輸対策との関連性	欧州連合の森林法の施行・ガバナンス・貿易プログラム（EU-FLEGT）における、法的拘束力のある自主的二国間協定（以下「FLEGT-VPA」とする）を検討中の開発途上国に着目する。FLEGT-VPAは、汚職等により偽造可能な「合法性」を超えた、真の合法性を担保するための、具体性と信頼性の最も高い現行制度の一つとされている。したがって、そのデュー・ディリジェンスの手法を参照することにより、各国の実情に即した合法性証明のために必要なプロセスや注意点をより厳密に把握することができる。

<sup>1</sup> 2015年木材輸入実績（林野庁）

No.	着目点	内容・理由
		また、FLEGT-VPAを検討中ではない開発途上国についても、対米輸出が盛んで改正レイシー法への対応を進めている場合は、そのデュー・ディリジェンスの手法が参照可能であることを考慮する。
4	違法伐採現地情報収集等事業の成果	左記事業において、既に調査を実施した国々について、残された課題が無いかどうかを考慮する。

上表に示した着目点から、調査対象国について整理すると、次表のとおりになる。

表 2.2.2 調査対象国の候補国リスト

国名 \ 着目点	1. 木材輸入額	2. TPP加盟・交渉参加状況	3. FLEGT-VPA	4. 調査状況
中国	1位	×	×	×
EU	2位	×	—	×
カナダ	3位	○	×	×
マレーシア	4位	○	○	○
インドネシア	5位	△*	○	×
米国	6位	○	×	×
ベトナム	7位	○	○	○
フィリピン	8位	×	×	×
オーストラリア	9位	○	×	×
チリ	10位	○	×	○
ニュージーランド	10位圏外	○	×	×
ブルネイ	10位圏外	○	×	×
シンガポール	10位圏外	○	×	×
ペルー	10位圏外	○	×	×
メキシコ	10位圏外	○	×	×

\*積極的にTPP協定への交渉参加を検討中

2015年度の我が国の木材輸入額実績で見ると中国が第一位であり、調査対象国に含める必要性が高いと考えられる。中国は世界最大の丸太輸入国であり、かつ世界最大の加工貿易国であり、急速に森林認証の国際化を推進してきた。TPP加盟国・交渉参加国ではないものの、森林認証等の取組により、我が国への木材輸出圧力が増すことも想定され、合法性の確認状況を明確にすることが今後より重要になると思われる。

次に、先進国を除外すると、我が国の木材輸入額実績4位のマレーシア、5位のインドネシア、7位のベトナム、8位のフィリピンが続く。このうち、マレーシア、インドネシア、

ベトナムの3ヶ国においてはFLEGT-VPAの導入が交渉中若しくは締結されており、調査対象国として適していると考える。

一方、TPP加盟国・交渉参加国という点と、今までの調査が行われていない国という点に着目すると、ブルネイ、シンガポール、ペルー、メキシコが挙げられる。最初の2ヶ国は顕著な木材輸出国ではないため除外するとし、対米木材輸出実績のあるペルー、メキシコを調査対象国として考える。

以上の考察の結果、本事業では、『『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国情報収集事業に係る仕様書』に示されたマレーシア(半島)、ペルー、メキシコを含む以下の国を、調査対象国として提案した。

表 2.2.3 本事業の調査対象国

調査国	提案理由
中国	2015年木材輸入額が第1位
マレーシア	2015年木材輸入額が第4位、FLEGT-VPAの交渉中
インドネシア	2015年木材輸入額が第5位、FLEGT-VPAの導入中
ベトナム	2015年木材輸入額が第7位、FLEGT-VPAの交渉中
ペルー	TPP加盟国、未調査国、改正レイシー法に対応中
メキシコ	TPP加盟国、未調査国、改正レイシー法に対応中

## 2) 調査範囲

調査対象とする範囲、若しくは調査の枠組みとして、クリーンウッド法第5条で事業者の責務として課せられた「デュー・ディリジェンス」の基本概念に基づいて、次のマトリックス表を活用した。

表 2.2.4 デュー・ディリジェンス基本概念のマトリックス表

デュー・ディリジェンス	製造	加工	輸出	輸入	販売	建築・建設	その他
情報の収集							
リスク評価							
リスク低減							

デュー・ディリジェンスの構成要素としては、①情報の収集、②リスク評価、③リスク低減がある。それぞれについて、工程別の手法と留意事項を、製品種目の違いを考慮しながら情報収集して分析・整理することとした。

工程については、製造から加工、輸出までの段階を主な調査対象とすることとした。また、製品種目は、調査対象国若しくは調査地域において、木材製品の全輸出額のうち主たる割合を占める製品を優先的な調査対象とすることとした。基本的には、木材チップ、丸

太、製材品及び木質パネルを想定しつつ、調査対象国の状況等により、実行関税率表第9部第44類（木材及びその製品並びに木炭）に掲げられている品目を調査対象とすることとした。

### **(1) 「情報の収集」の手法と留意事項に関する調査範囲**

各国の合法性の定義（関連法令、許認可制度及び必要書類）と特異性に関する情報を対象として収集・分析し、「輸出国側が木材及び木材製品について何をもって合法としているか」を明らかにすることとした。

### **(2) 「リスク評価」の手法と留意事項に関する調査範囲**

EU木材規制による合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟（ETTF）もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- 合法伐採権
- 税金と手数料
- 木材伐採
- 第三者の権利
- 貿易と輸送

そこで、本事業では、このようなリスク評価の調査範囲を参考にして、各国の合法性の定義を適用した場合の脆弱性を明らかにすることとした。また、FLEGT-VPAにおけるリスク評価の手法も参考することとした。

### **(3) 「リスク低減」の手法と留意事項に関する調査範囲**

同じくETTFがEU木材規制に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- 現地サプライチェーン監査（CoCに特化）
- 森林管理ユニット（FMU）監査（現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認）
- 認証/証明木材を要求する
- サプライヤー代替
- サプライチェーンマッピング（追加情報の要求）

そこで、本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国における、それらの実現性や有効性の特性について調査し、どのようなリスク低減の手法がどのような場合に適切かといった情報について整理することとした。

## 2.2.3 事業の実施方法

本事業は、生産国における情報収集調査と、既往情報の整理の2本柱で構成されている。それぞれについて、実施方法は下記のとおりである。

### 【生産国における情報収集調査】

#### 1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、工程別のデュー・ディリジェンスの構成要素に着目して、情報を収集した。主に収集する情報は、中央政府及び地方政府が施行している木材生産及び取扱いに係る法令・許認可制度とし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、木材生産者、木材加工業者、流通業者等を対象に聴き取り調査を行い、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続に必要な書類（様式）の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されているEU及び米国に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。

さらに、業界団体や合法性証明及び森林認証機関、NGO等からも情報収集を行った。

一方、本調査の質を高める上で、インターネットに公開されている豊富な情報を収集することも重要である。具体的には以下のWebサイトを中心とした、情報収集を行った。

#### ◆ Forest Legality Alliance (<http://www.forestlegality.org/risk-tool>)

米国の環境系シンクタンク・World Resources Instituteが運営しており、ペルー、メキシコを含む中南米の情報も充実している。本提案にある調査対象国全てにおける関連法令及び必要書類、森林資源の概況、管理実態の概況、木材製品の概況、関連組織のリスト（業界団体、NGO、行政機関）、リスク評価・低減ツールを掲載している。

#### ◆ NEPCon (<http://www.nepcon.org/forestry-risk-profiles>)

デンマークの合法性証明・森林認証関連NGOが運営しており、上記と同様の内容であるが、特にベトナム、マレーシア、インドネシアにおけるデュー・ディリジェンスの情報の収集、リスク評価及び低減について、具体的な手順に沿って、情報を網羅的かつ簡潔にまとめている。

◆ **Illegal Logging Portal (<http://www.illegal-logging.info>)**

英国の王立国際問題研究所Chatham Houseが運営しており、全世界の違法伐採材対策に係る幅広い情報を提供している。国別に最新の関連ニュースをまとめており、最新動向や関係機関を知る手がかりとして有効である。

◆ **Asociación Española del Comercio e Industria de la Madera (<http://www.maderalegal.info/fichas>)**

スペインの木材産業流通協会が運営しており、上記と同様の内容であるが、スペイン語による情報が充実しており、中南米に関するより詳細な情報収集が可能である。

◆ **Environmental Investigation Agency (<https://eia-global.org>)**

米国に本部を置く潜入捜査を専門とする環境NGOが運営しており、世界各地で木材業者を装い違法伐採材の商談を行うことで違法性の裏付けを行っており、デュー・デリジェンスを実施する際の具体的な注意点が実例を通して理解できる。

## 2) 調査対象国別の調査手法

### (1) 中国

中国については、独自の森林認証制度であるChina Forest Certification Scheme (CFCS) の導入に向けて、体制整備が進んでいる。また、FLEGT-VPAへの参加を検討はしていないが、EU-FLEGTプログラムとの相互連携メカニズム (BCM) を構築して、違法伐採材対策に係る政府間対話や政策情報の交換、そして独自の連携体制の整備を展開している。

一方、中国は調査対象国として極めて重要であるが、広大な国土と多様かつ複雑な木材流通経路であること、また厳しい国家統制による情報提供の困難性などが予見され、単年度の調査だけでその全てを明らかにするのは困難であると想定された。

そのことから、本事業では中国における認証材流通の基本となるCFCSに焦点を当て、BCMにおける体制構築のための議論も参考にしながら、全体像や運用実態、留意点等を整理することとした。

### (2) ベトナム、マレーシア、インドネシア

昨年度事業において実施したベトナムの調査では、木材の取り扱いに関する通達「01/2012/TT-BNNPTNT」が主要な法令の一つとして整理されたが、聞き取り調査では更に改訂されるとの情報があつた。また、FLEGT-VPAの調印署名が2016年11月に予定されており、その後により具体的な取組が決定されていく見通しであつた。

このようにベトナム国における合法材への取組は日々改善されており、引き続き情報のアップデートが必要であるという認識があり、本事業では、上記のような取組の最新情報を収集する調査を行うこととした。

マレーシアは、サバ州、サラワク州、半島部の三つの地域で木材合法性保証システムを運用している。

本調査では、システム別にその構造を体系的に整理し、日本の木材取扱事業者が手にする合法性証明書類が発行されるまでの合法性の要件、検証方法及び証明手順の把握を行うとともに、森林認証の実施状況についても把握し整理することとした。

インドネシアにおいても、「Standard Verifikasi Legalitas Kayu (SVLK)」により合法性証明を実施している。同システムは、合板、製材、その他林産物のトラッキングを可能とし、輸出品については合法性証明 (V-Legal Document)、輸入林産物にも合法性証明の添付を義務づけるなど、改良と適用範囲の拡大をしながら、透明性が高いシステムを目指して、積極的に運用を進めている。また、FLEGT-VPAが締結され、V-Legal Documentと連動したFLEGTライセンスの発行とライセンス材の輸出を世界で初めて2016年11月15日から実施した。

したがって、本事業では、これらの現状把握のための情報収集を行うこととした。

### (3) メキシコ、ペルー

メキシコ及びペルーについては、FLEGT-VPAは検討されていないが、両国にとり最大の木材輸出相手国である米国の改正レイシー法への対応におけるデュー・ディリジェンスの体制整備状況を調査し、参考にする事とした。

#### 【既往情報の整理】

本事業は生産国に着目した情報収集調査であるが、既往情報の整理に当たっては、木材等製品を輸入する本邦木材事業者の視点に立ち、どのような生産国情報の整理の仕方が有効であるか確認する必要がある。そのため、ウェブサイトを利用すると想定される中小規模の木材等事業者（輸入業者）や関係団体からヒアリングを行った。

情報を掲載するウェブサイトとしては、生産国において収集した情報に加えて、クリーンウッド法の概要やデュー・ディリジェンスの基本概念などを解説した情報も掲載し、包括的な情報が収集・確認できるようなウェブサイトを想定した。

生産国において収集した情報の整理方法としては、生産国の木材流通状況（概要）、関連法令・許認可制度、その他の情報に大きく分類し、それぞれ下記のような事項を盛り込むことを想定した。

### **(1) 生産国における木材流通状況（概要）**

国産材及び主な原産地国別輸入材の流通状況を概観するとともに、主な品目別対日本輸出状況などの、国としての全体的な傾向や、日本の木材等輸入業者として着目すべき点・理由を明確にした。

### **(2) 関連法令・許認可制度**

各国の合法性の定義としての関連法令及び許認可制度に関する情報をデュー・ディリジェンスのリスク評価の5項目に沿って分類・整理するとともに、実際に確認が必要な主要な書類・情報等と、それらの確認方法における注意点（該当する場合）などを整理した。

### **(3) その他の情報**

その他の情報として、生産国のFSC、PEFC、及びPEFCと相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況を整理するとともに、合法性のリスク情報等がある場合には客観的な立場から整理した。

## **2.3 事業の実施体制**

本事業は、木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集し、ウェブサイトに掲載可能な状態に整理するものである。調査対象国は、TPP加盟国・交渉参加国を中心に、中国、マレーシア、ベトナム、インドネシア、ペルー及びメキシコの6ヶ国である。

本事業を実施するに当たっては、上記の調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有する技術者を多く配置する必要があるため、一般社団法人日本森林技術協会と一般社団法人全国木材検査・研究協会で共同事業体を形成した。

共同事業体の主幹機関となる一般社団法人日本森林技術協会は、中国、ベトナム、インドネシア及びペルーにおいて業務を実施中であり、メキシコにおける業務経験も有している。また、我が国の国家森林資源データベース開発・運用等、森林情報の収集・解析・管理においても実績を有している。

一般社団法人全国木材検査・研究協会は、マレーシア、ベトナム、インドネシアにおける木材流通に精通し、昨年度事業「違法伐採現地情報収集等事業（木材流通実態・事業者動向調査及び合法性リスク評価に係る取組動向調査）」も実施している。

本事業の実施に当たっては、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集と分析を行うため、一般社団法人全国木材検査・研究協会がマレーシア、一般社団法人日本森林技術協会がその他の調査対象5ヶ国を分担して、現地調査を実施した後、主幹機関となる一般社団法人日本森林技術協会が報告書として取りまとめ、全体を通じて、より品質の高い業務遂行を図った。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関となる一般社団法人日本森林技術協会に、管理技術者、照査技術者及び事業責任者（主査）を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査には、一般社団法人日本森林技術協会事業部指導役の西尾秋祝を配置した。それ以外の事業担当技術者には、海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置するとともに、一般社団法人全国木材検査・研究協会に臨時職員2名を配置し、調査業務の補佐、資料作成の補助、事業の進行管理・業務調整等を担当した。

表 2.3.1 事業実施・バックアップ体制（主な業務従事予定者）

区 分	氏 名	所属・役職
管理技術者	城土 裕	(一社)日本森林技術協会 事業部 業務執行理事
照査技術者	金森 匡彦	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ長
主査	西尾 秋祝	(一社)日本森林技術協会 事業部 指導役 (国際協力グループ)
業務担当者		
	松本 淳一郎 (副査)	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ リーダー
	米 金良	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	中村 有紀	(一社)日本森林技術協会 事業部 林業経営グループ
	橋口 秀実	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ
	小松 隆平	(一社)日本森林技術協会 事業部 保全管理グループ
	藤崎 泰治	(一社)日本森林技術協会 事業部 国際協力グループ *
	佐藤 雄一	(一社)全国木材検査・研究協会 専務理事
	佐々木 亮	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部副部長
	祇園 紘一郎	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
	大久保 尚哉	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
	武政 有香	(一社)全国木材検査・研究協会 調査研究部
(バックアップ)		
	吉田 城治	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	郡 麻里	(一社)日本森林技術協会 事業部 森林情報グループ
	宮部 秀一	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ リーダー
	島崎 奈緒実	(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ 事務主任
	井出 六一	(一社)全国木材検査・研究協会 臨時職員
	安藤 俊宣	(一社)全国木材検査・研究協会 臨時職員

\* 本事業の実施期間中に、(一社)日本森林技術協会から(公財)地球環境戦略研究機関に所属が変更になった。そのため、同機関に再委託する形で業務を継続した。

## 2.4 事業の実施スケジュール

6ヶ国の調査対象国のうち、中国、メキシコ及びペルーにおいては、1回の現地調査を実施し、必要な情報を収集した。マレーシアについては、3地域にそれぞれ1回の現地調査を実施し、必要な情報を収集した。インドネシア及びベトナムにおいては、事前調整を含め2回の調査を実施した。

調査対象国別の情報収集調査は、下表のとおり行った。

表 2.4.1 調査対象国別の情報収集調査の概要

調査対象国	現地調査期間
中国	2017年10月17日～10月25日
マレーシア（サバ州）	2017年7月10日～7月22日
マレーシア（サラワク州）	2017年8月20日～8月27日
マレーシア（半島部）	2017年10月2日～10月8日
インドネシア	第1回現地調査：2017年5月17日～5月26日 第2回現地調査：2017年9月18日～10月1日
ベトナム	第1回現地調査：2017年6月12日～7月2日 第2回現地調査：2017年8月14日～8月19日
ペルー	2017年8月5日～8月20日
メキシコ	2017年9月30日～10月15日

既往情報の整理は、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の開設及び更新のタイミングに合わせて、平成29年4月及び同年8月に提出できるように実施した。

## 2.5 報告会の開催

現地調査結果を、上記「クリーンウッド・ナビ」の情報更新に先がけて、広く関係者に報告するため、下記のとおり、報告会を実施した。

### ◆ 現地調査報告会

日時：2018年3月7日（水）

9時30分～13時00分

場所：主婦会館プラザエフ

7F 「カトレア」

〒102-0085

東京都千代田区六番町十五番

参加者数：58名



## 3 クリーンウッド法の概要

TPP協定「環境章」において、各国による違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されたことを踏まえ、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が2016年5月に制定され、2017年5月20日に施行された。

同法は、我が国又は減産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録方法等を定めるとともに、木材関連事業者及び国が取り組むべき措置についても定めている。

### 3.1 基本方針

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本的な方向、措置、及びその意義についての知識普及等について、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」に定めている。また、同法の対象となる木材等、木材関連事業者の定義や取り組むべき措置、合法性の確認方法、国が取り組むべき措置等について規定している。

### 3.2 合法性の確認方法

合法性の確認は、第一種木材関連事業において最初に行われ、第二種木材関連事業においては、第一種木材関連事業において合法性の確認が行われた木材等について再確認することになり、両者の合法性の確認方法は異なる。

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則において、木材関連事業は次のとおりに区分されている。

#### 1) 第一種木材関連事業

- ① 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太を譲り受けた者が行う当該丸太の加え、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。以下同じ。）を行う事業（第三者に委託して当該加工、輸出又は販売を行う事業を含む。）
- ② 樹木の所有者が行う当該樹木を材料とする丸太の加工又は輸出を行う事業（第三者に委託して当該加工又は輸出を行う事業を含む。）

- ③ 樹木の所有者から当該樹木を材料とする丸太の販売の委託又は再委託を受けた者が行う当該丸太を木材取引のために開設される市場において販売する事業
- ④ 木材等の輸入を行う事業

## 2) 第二種木材関連事業

木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外の事業

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針において、木材等の合法性の確認方法として、次の方法が上げられています。

【第一種木材関連事業のうち、上記①、③又は④おける合法性の確認方法】：

樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対して、下記の書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）を提出させ、法令等情報、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引実績その他の必要な情報を踏まえて、これらの書類の内容を確認する。

- ① 樹木の所有者から譲り受け、若しくは販売の委託若しくは再委託を受けた丸太又は輸入した木材等についての次の事項を記載した書類
  - ・ 種類及び原材料となっている樹木の樹種
  - ・ 原材料となっている樹木の樹種が伐採された国又は地域
  - ・ 重量、面積、体積又は数量
  - ・ 原材料となっている樹木の樹種の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所
- ② ①の丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

- ③ 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記②の書類以外のものを収集し、法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。
- ④ 合法性が確認できない木材等を取り扱わない。

【第一種木材関連事業のうち、上記②おける合法性の確認方法】：

法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、次の書類の内容を確認する。

- ① 自ら所有する樹木を材料とする丸太についての次の事項を記載した書類
  - ・ 種類及び原材料となっている樹木の樹種
  - ・ 原材料となっている樹木の樹種が伐採された国又は地域
  - ・ 重量、面積、体積又は数量
  - ・ 原材料となっている樹木の樹種の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所

- ② ①の樹木が我が国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

- ③ 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記②の書類以外のものを収集し、法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。
- ④ 合法性が確認できない木材等を取り扱わない。

**【第二種木材関連事業における合法性の確認方法】：**

木材等を譲り受ける際に提供された次の書類、その他これに類する書類の内容を確認する。

- ① 第一種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、第一種木材関連事業の合法性の確認方法（上記（1）又は（2）の①から③）によって確認し、合法性が確認できた旨を記載し、又は記録した書類
- ② 第二種木材関連事業者から木材等を譲り受ける場合には、その第二種木材関連事業者が木材等を譲り受ける際に提供された書類、その他これに類する書類の内容を確認し、合法性が確認できた旨を記載し、又は記録した書類
- ③ 法第8条の木材関連事業者の登録、その他合法伐採木材等の流通及び利用の促進に資する制度に基づく登録、認証又は認定を受けている者から木材等を譲り受ける場合には、その登録、認証又は認定について記載し、又は記録した書類

なお、合法性の確認が、木材関連事業者の過大な負担にならないように配慮しつつ、合法性の確認の信頼性及び簡明性を担保する一環として、木材関連事業者は、次の方法を合法性の確認に活用できることになっています。

- ① 森林認証制度及びCoC認証制度を活用する方法
- ② 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が証明する方法
- ③ 個別企業等の独自の取組により証明する方法
- ④ 都道府県等による森林や木材等の認証制度を活用する方法

## 4 生産国における情報の収集

### 4.1 マレーシア

#### 4.1.1 マレーシア（全般）

マレーシアの国土は、マレー半島の中部から南部にかけての半島部、ボルネオ島北部及び周辺の島嶼部により構成している。同国の国土面積は 32 万 8,000 km<sup>2</sup>で、約 3,100 万人の人口<sup>1</sup>を擁している。森林面積は 1,808 万 9,000ha であり<sup>2</sup>、国土面積の約 55%を占めている。

マレーシアは立憲君主制・連邦制の国家であり、行政区として 13 の州と連邦政府が直轄する 3 つの連邦特別区が配置されている。13 の州の内、サバ州とサラワク州はボルネオ島に位置し、そのほかの 10 州は半島部に所在する。連邦特別区は、サバ州とサラワク州の州境近くの沖に位置するラブアン島並びに半島部に位置するクアラルンプール及びプトラジャヤである。

マレーシアは連邦制をとっているため、国内の各州は「準国家」として位置付けられ、州別に憲法を制定している。さらに農林業、土地、地方行政、イスラム法などの事項は、各州に権限が認められている。

このため、林業関連法令については、原則として各州が独自に制定できる。ただし、半島部の州の重要林業関連法令は、連邦政府が法令のフレームを提供し、このフレームに基づいて各州が法案を策定し、その法案を連邦政府が承認した後に、法令の制定及び施行がなされている。このため、半島部の各州が施行している重要林業法令の内容は、各州の個別事情を反映した規定がみられるものの、基本的には同じ内容になっている<sup>3</sup>。サバ州とサラワク州では州独自の林業関連法令を施行しているが、州が全ての法令を独自に制定しているわけではなく、主要法令のいくつかは、連邦政府が承認した法令を施行している。

これらの背景からマレーシアについては他国と構成を変え、4.1 マレーシア（全般）、4.1.a マレーシア（サバ州）、4.1.b マレーシア（サラワク州）、4.1.c マレーシア（半島部）の 4 節に分けて整理した。

---

<sup>1</sup> 2015 年現在速報値（Department of Statistics）。

<sup>2</sup> 2014 年現在速報値（Department of Statistics）。

<sup>3</sup> MTIB: Malaysian Timber Industry board による解説。



図 4.1.1 マレーシア略図

## 4.1.2 木材合法性保証システム

### 4.1.2.1 マレーシアの木材合法性証明システム

このような背景から、マレーシアが実施している木材合法性保証システム (TLAS: Timber Legality Assurance System) も、マレーシア一国で統一したシステムが運用されているのではなく、サバ州、サラワク州及び半島部で個別のシステムを開発し、運用している。それらは、次の三つのシステムである。

- サバ州木材合法性保証システム  
Sabah TLAS (Sabah Timber Legality Assurance System)
- サラワク州木材合法性確認システム  
Sarawak Timber Legality Verification System (STLVS)
- マレーシア木材合法性保証システム (マイティールス) (半島部)  
MYTLAS (Malaysia Timber Legality Assurance System)

マレーシア木材産業庁の専門官によれば、将来的には統一した木材合法性保証システムを構築して、そのシステムにより全てのマレーシア産木材の合法性を証明する意向はあるが、現段階ではサバ州及びサラワク州の活動を尊重しているとのことであった。

### 4.1.2.2 マレーシアにおける輸出木材の合法性証明書類

サバ州とサラワク州は、輸出する丸太又は木材製品の合法性を証するために、輸出許可書 (Export Declaration) の裏面に税関担当の森林局職員が押印し、署名を加えている (図 4.1.2 から図 4.1.4 までの書類)。この押印と署名は、サバ州又はサラワク州で運用している木材

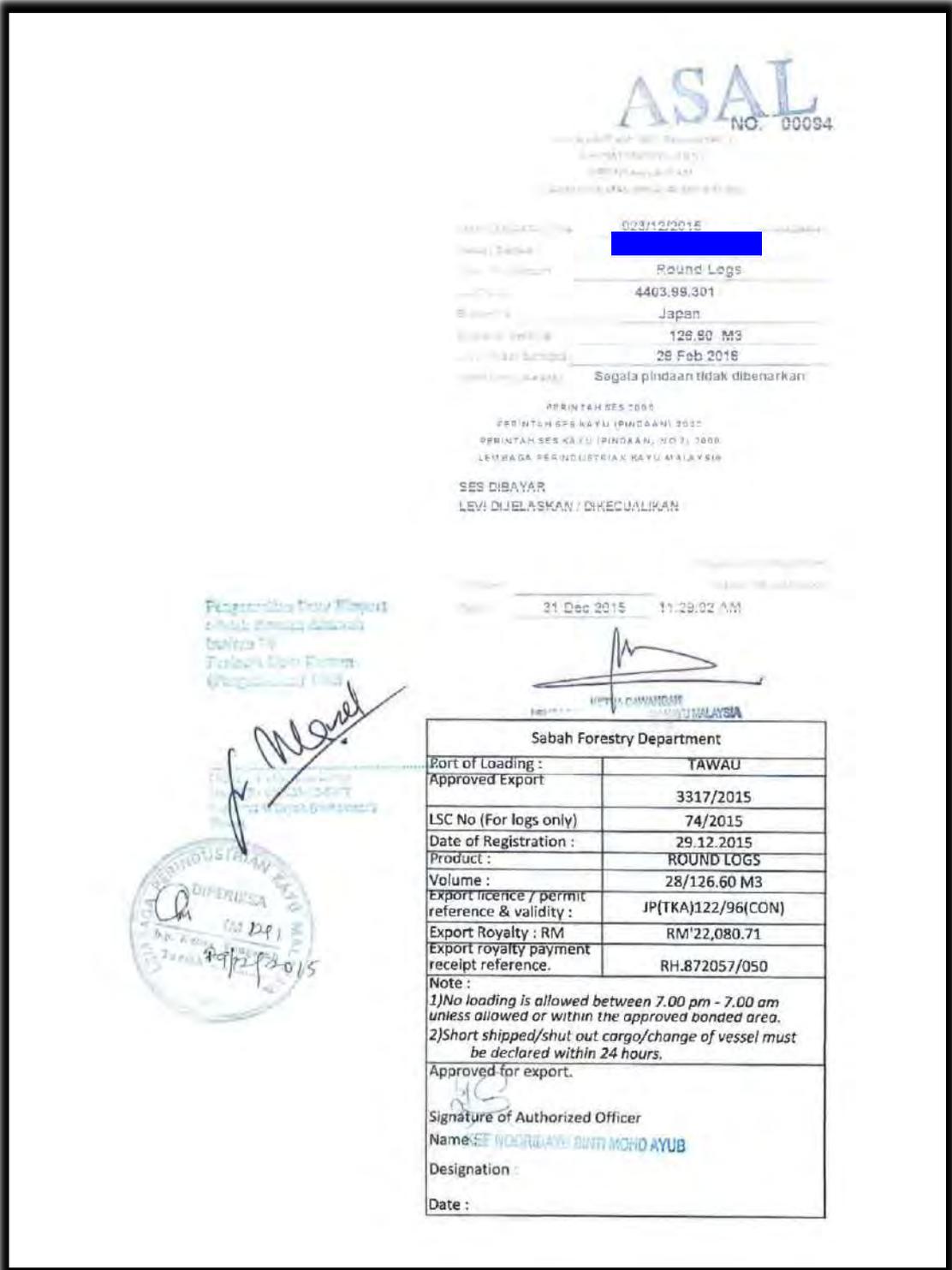
合法性証明システムが規定した全ての手順、すなわち木材伐採から丸太流通、加工、製品流通に係る全ての法令の遵守をマレーシア税関及び輸出相手国のディーラーに証明している。法令は、マレーシア王国税関に対しこの押印と署名がない丸太及び木材製品の輸出申告書の受付を禁じている。

半島部の木材製品については、マレーシア木材産業庁（MTIB）が発行している木材産地の合法性を証明する木材合法性証明書（図 4.1.5）が EU 以外の国のバイヤーが入手できる唯一の木材の合法性証明書である。マレーシア木材産業庁は、EU から認められた木材合法性保証システムを運用しているサバ州の丸太と木材製品に対してもこの証明書を発行できるが、サバ州では輸出申告書を活用した合法性証明を行っていることもあって、この証明書が発行される事例は多くないようである。

さらに、半島部のゴム材（ラバーウッド）の合法性については、法令に基づきゴムの木を伐採するときに伐採請負業者がゴム農園経営者の同意を得ていること及び原料のゴム丸太は樹液の採種が終わった廃材であることを証明する「ゴム材製品証明書」（図 4.1.8）が必要である。

なお、半島部では EU 向け木材製品の輸出には、木材の合法性を示す輸出ライセンス（図 4.1.7）が、さらにゴム材製品については「ゴム材製品証明書」（図 4.1.8）の添付が必要である。





サバ州の場合は、合法性証明として、輸出申告書の裏面に州森林局のスタンプと担当職員の署名を表示する。

図 4.1.3 合法性を証明するサバ州の輸出申告書（裏面）



<p>ARAHAN: PEMERIKSAAN FIZIKAL YANG DIKEHENDAKI</p> <p>Tandatangan</p>	<p>TINDAKAN DAN KEPUTUSAN PEMERIKSAAN</p> <p>Tandatangan</p>
<p>UNTUK KEGUNAAN LAIN/ FOR OTHER USES</p> <p style="text-align: center;"><b>ASAL</b></p> <p>DGA REFERENCE NO. : MYM146/09/2016          AKTA KASTAM 1967 (REV. 1980) ACT          (SEKSYEN 31(1))          PERINTAH KASTAM (LARANGAN MENGENAI EKSPORT)          Lesen Eksport No. : ST1134208001462016          Kepada Syarikat : <span style="background-color: blue; color: black;">XXXXXXXXXX</span>          Untuk Mengeksport : MEDIUM DENSITY FIBRE BOARD - EXPORT          Kod Tariff : 441112000      Eksport Ke : JAPAN          (Seperti dinyatakan dalam : _____          Borang Kastam : _____          No.2/PIN 8/89) : _____          dikeluarkan sebanyak : 57 9744      MTQ          Lesen ini sah sehingga : 27/09/2016          Syarat lain (jika ada) : _____          Segala pindaan tidak dibenarkan</p> <p>Tarikh: 14/09/2016</p> <div style="text-align: right;">   <p>b.p Ketua Pengarah Kastam Kastam DiRaja Malaysia</p> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">YSPK (8.15) 248-10 (SK.6) 10.8(25)</p>	

サラワク州の場合は、合法性証明として輸出申告書の裏面にサラワク木材産業開発庁（STIDC）のスタンプと担当職員の署名を表示する。

図 4.1.5 合法性を証明するサラワク州輸出申告書（裏面）



# STATEMENT ON LEGALITY OF TIMBER SOURCE

EXPORTER (COMPLETE NAME AND ADDRESS):

[REDACTED] SDN. BHD.  
[REDACTED]  
KWS PERINDUSTRIAN GEBENG,  
26080 KUANTAN, PAHANG MALAYSIA.

CONSIGNEE (NAME, ADDRESS AND COUNTRY):

[REDACTED] TRADING PTE LTD  
[REDACTED]  
KING'S CENTRE,  
SINGAPORE 169662.

SERIAL NUMBER : 0003268

**DESCRIPTION OF GOOD:**

**FUEL WOOD - WOODCHIPS**  
Product : .....  
(specify species for sawn timber)  
Export : MTI061210000922016  
Licence No/Declaration No. : 11149.5063  
Quantity : .....m3  
Country of Origin : MALAYSIA

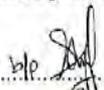
**CONFIRMATION BY AUTHORITY:**

I/We hereby confirm that the product contained in this consignment is made from legally sourced timber.

  
DIRECTOR GENERAL

**DECLARATION BY EXPORTER:**

The undersigned hereby declares that the product contained in this consignment is processed from legally sourced timber.

  
.....  
(Signature)

Name : SAUPI MAT NAWI  
HEAD OF MTIB PAHANG  
MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD (MTIB)  
Date : 14/10/2016

Name : [REDACTED]  
Designation : MANAGER  
Date : 14/10/2016

**Company Stamp:**

[REDACTED] SDN. BHD.  
(199462-P)  
Kawasan Perindustrian Gebeng,  
26000 Kuantan, Pahang.  
Tel: [REDACTED] Fax: [REDACTED]

**THE MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD**  
13<sup>th</sup>-17<sup>th</sup> Floor, Menara PGRM  
No. 8, Jalan Pudu Ulu, Cheras  
56100 Kuala Lumpur  
MALAYSIA  
Tel : 603-9282 2235  
Fax : 603-9285 1744  
E-mail: [info@mtib.gov.my](mailto:info@mtib.gov.my)  
Homepage: [www.mtib.gov.my](http://www.mtib.gov.my)

**Applicable for Peninsular Malaysia and Sabah**

この証明書は、マレーシア木材産業庁（MTIB）が半島部またはサバ州の木材製品に使用した原木の合法性をEU以外の輸出国に証明するために発行している。

図 4.1.6 木材産業庁が発行している木材合法性証明書



No:MTIB 11695  
 LICENSEE COPY

## MYTLAS LICENCE

MALAYSIAN TIMBER LEGALITY ASSURANCE SYSTEM  
 ( PENINSULAR MALAYSIA )

<b>1. Issuing Authority (name and address)</b> MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD B-54, JALAN IM 3/10 BIM POINT, BANDAR INDERA MAHKOTA 25200 KUANTAN MALAYSIA TEL: 609-5735082 FAX: 609-5735084		<b>2. For the Purposes of the Issuing Country</b> K2 No (where applicable): NIL Destination: UNITED KINGDOM Importer (Name and Address):  UNITED KINGDOM	
<b>3. MYTLAS Licence Number</b> MT1061201000102016		<b>4. Date of Expiry</b> 05 April 2016	
<b>5. Country of Export</b> MALAYSIA (PENINSULAR MALAYSIA)		<b>7. Means of Transport</b> BY SEA	
<b>6. ISO Code</b> MY			
<b>8. Licensee (Name and Address)</b>  SDN BHD KUANTAN			
<b>9. Commercial Description of the Timber Products</b> WOODEN FURNITURE - BEDROOM WOODEN FURNITURE - RUBBERWOOD		<b>10. HS Heading</b> 940350000	
<b>11. Common or Scientific Names</b> RUBBERWOOD	<b>12. Countries of Harvest</b> MALAYSIA	<b>13. ISO Code</b> MY	
<b>14. Volume (m3)</b> 68.76	<b>15. Gross Weight (kg)</b> 10988	<b>16. Number of Units</b> 722 SET	
<b>17. Distinguishing Marks</b> Invoice No : E1601002			
<b>18. Signature and Stamp of Issuing Authority</b>		<b>Authority Stamp (Place of issuance)</b> 	
Signed by :  SAUPI MAT NAWI	Designation: HEAD OF REGIONAL OFFICE		
Date Of Issue:	06/01/2016		

This Licence attests that this consignment is produced in accordance with the relevant laws and legislations of Malaysia  
 Licensing Authority: Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Tel: 603-92822235 Email: mytlas@mtib.gov.my  
 DocId: 6187 Printed by: SAIP 06/01/2016 02:36:44

この輸出ライセンスは、マレーシア木材産業庁が EU 向けに輸出する荷別に審査した上で発行し、合法性証明書兼ねている。

図 4.1.7 合法性を証明する半島部の輸出ライセンス



LEMBAGA PERINDUSTRIAN KAYU MALAYSIA  
MALAYSIAN TIMBER INDUSTRY BOARD  
(Kementerian Perusahaan Perladangan & Komoditi)  
Level 13-17, Menara PGRM, No. 8, Jalan Pudu Ulu, Cheras,  
P.O. Box 10887, 50728 Kuala Lumpur, Malaysia  
Tel: 03-92822235 (12 LINES) Fax: 03-92861533 / 92851477  
Email: info@mtib.gov.my H/page: www.mtib.gov.my



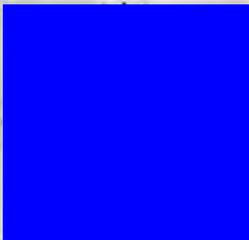
(26) dlm. LPKM 3/302/3/8 Jld. 11

19 May 2016

  
Indonesia

#### STATEMENT ON RUBBERWOOD PRODUCTS

This is to confirm that the Rubberwood Products (Dining Table & Chair) of **Seng Yip Furniture Sdn. Bhd.** are processed/ manufactured from logs harvested from rubber trees which are planted for their latex in plantations and as such these products are environmentally friendly. The rubber trees are usually felled when their life span for the production of the latex (at about 25 to 30 years) is no longer economic and replanting is necessary.

  
  
.....  
**DR. JALALUDDIN HARUN**  
Director General

PERKHIDMATAN BERKUALITI KEPUASAN PELANGGAN

ゴム材を原料とした製品の合法性証明のためには、図 4.1.6 の木材合法性証明書または図 4.1.7 の輸出ライセンスに加えて、このゴムの木の合法性証明書が必要である。この証明書は、法令に基づきゴムの木を伐採するときにゴム農園経営者の同意を得ていること、原料のゴム丸太は樹液の採取が終わった廃材であることを証明している。

図 4.1.8 半島部のゴム材合法性証明書

### 【MTIB 輸出ライセンスの廃止と輸出ライセンス有効期限証明書】

サバ州では、2017年6月にMTIB（マレーシア木材産業省）の輸出ライセンスが廃止された。それまで輸出業者がサバ州から木材を輸出するためには、MTIBとサバ州森林局からの輸出ライセンスを受給する必要があった。

しかしマレーシアでは輸出ライセンスは州政府の所掌事項であること、輸出業者は同様の手続きにより州政府と連邦政府に輸出ライセンスを申請するため、事務手続きが重複し負担になっていること、連邦政府と州政府間でライセンス管理をしなければならないことから、サバ州政府は一貫してMTIB輸出ライセンスの廃止に向けた働きかけを連邦政府に行ってきた。

MTIBライセンスの廃止にともない、サバ州森林局は有効期限が一年間である森林局輸出ライセンスを更新した輸出業者に森林局輸出ライセンスとMTIB輸出ライセンス（有効期間一年）の有効期限を併記した「輸出ライセンス有効期限証明書」を発行している。森林局は、この証明書をMTIB輸出ライセンス制度が廃止された2017年6月から有効な同ライセンスが州内に存在する2018年5月までの間、森林局輸出ライセンスの更新を行った輸出業者に発行する。

そして2018年6月以降は、有効なMTIB輸出ライセンスがサバ州内に存在しなくなるため、サバ州森林局は新しい様式の森林局輸出ライセンスを発行する予定である。

なお、サバ州森林局長のDatuk Sam Mannan氏は、2017年7月に定年退職の日を迎え、その後、2年間の任期付きで森林局のChief Conservator of Forestに就任した。ただし、後任の森林局長が決まらないため、当面の間はChief Conservator of Forestが森林局長の職務を代行することになった。このため、森林局長が行っていた輸出ライセンスを含む各種証明書の発行は、次の図（図4.1.9）のように、これまでの局長（Director）からChief Conservator of Forestの職名により行われている。

Serial No. : T 0008/2017



Sabah Forestry Department

**Certificate of Recognition**  
Of Registration During The Transition Period

*This is to certify that*

Perusahaan [REDACTED] Sdn. Bhd. (171010-M)

of

[REDACTED] Keningau, Sabah

is deemed to have been registered under section 52(1),(2)&(5), of the Forest (Timber) Enactment 2015 as below :-

Type of activity	Registration number	Expiry Date	Converted Product Category Code
Exporter	FDS: JP(PT)078/00(M)R	31/12/2017	A5F, A5G, A5H, A5K
Exporter	MTIB: S00239-TE(PV)	30/06/2017	A5G, A5K

Accepted date of expiry : 31/12/2017

New Registration date (FTE 2015) : 01/01/2018

This registration certificate is subject to the conditions and restrictions attached to the certificate for the purpose of conformity with the Forest (Timber) Enactment 2015 during the transition period. Application for Registration under section 6, Forest (Timber) Enactment 2015 shall be made not later than sixty (60) days before the expiry date of the existing registration and fees under Schedule 2 (rules 8), Forest (Timber)(Registration) Regulations 2017 applies.

  
**DATUK SAM MANNAN**  
Chief Conservator of Forests  
Date : 01/06/2017



2017年6月のMTIB輸出ライセンス廃止にともないサバ州森林局が発行を開始した証明書。森林局とMTIBの輸出ライセンスの有効期限が併記されている。サバ州森林局は、この証明書を有効なMTIBライセンスが州内からなくなる1918年5月まで発行し、その後は、森林局が新たな様式で森林局の輸出ライセンスを発行する予定。証明書への署名は、Directorの職務を代行しているChief Conservator of Forestによって行われている。

図 4.1.9 サバ州の輸出ライセンス有効期限証明書

## 【森林局長通達により CoC を開始】

サバ州森林局長は 2016 年 12 月 20 日付で、サバ州木材合法性保証システムの基準 1 から基準 6 までを貫徹する CoC の開始及び移動許可書への「サバ州木材合法性保証システム準拠」スタンプの押印実施をサバ州の全営林署長宛に通達した<sup>4</sup>。

この通達の内容は、次の通りである。

### A. 合法性が確認できる丸太とその他の丸太の分別

CoC については、すでに 2016 年 8 月 23 日付で森林局持続可能森林経営部 FLEGT ユニットにより、同年 9 月から全ての木材加工工場経営者に対して CoC の実施を義務とする通達<sup>5</sup>がなされている。加工工場に到着した丸太については、木材合法性保証システムで合法性が証明されているものとその他のものを明確に分別して、丸太の検査の円滑化を図るとともに、CoC システムの要件を満たすようにすること。

### B. 「サバ州木材合法性保証システム準拠」スタンプの押印実施

CoC の監督及び実施の円滑化のために、2017 年 1 月 1 日から合法性が確認できた地域から出荷された林産物に係る全ての木材移動許可書及び木材除却許可書に「サバ州木材合法性保証システム準拠」と表示するスタンプを押印すること。

スタンプ押印の権限を付与する職員のリストを作成し、その写しを森林局持続可能森林経営部 FLEGT チームに送付すること。

監査のチェックリストを改訂するので、改訂したものを使用すること。

### C. CoC 施行の周知

この通達の実施の理解及び誤用防止のために、管轄地区の全ての伐採業者、製造業者及び現場職員に、この通達の内容を明確に説明すること。

現地の合板工場によれば、サバ州ではこれまでも既存の法令の遵守により丸太と製品の CoC を維持してきたそうである。しかし、統一した手法による加工ライン上の CoC はなされていなかった。特に合板のように複数の丸太から生産された単板のような半製品を複合して製造するような製品の加工ライン内での分別管理を実施していない工場もあるので、加工ライン内での分別管理に取り組む旨の通達がなされたのではないかとの説明であった。

---

<sup>4</sup> PEKRLILING FD 36/2016 (2016 年 12 月 20 日付森林局長通達第 36 号)

<sup>5</sup> JPHTN / SFM (FLEGT)400-6/3/KLT.6(04) bertarih 23 Ogos 2016 (2016 年 10 月 23 日付森林局持続可能森林経営部 FLEGT ユニット通達第 400-6/3KLT. 6 (04) 号)

REMOVAL PASS INI TIDAK SAM DIGUNAK  
 SABAH MALAYSIA MINGGU. CUTI UMUM DA  
 DARI JAM 7.00 PM HINGGA 7.00 AM  
 ASAL

FDS-TLAS: 08:04  
 Sabah TLAS Compliant  
 TLAS-CC No: 03/2014

Validity: 02.05.2014 to 30.04.2017

Authorized Officer: [Signature]  
 Signature: [Signature]  
 Position: [Signature]  
 Name: PR. ASRIN  
 Date: 06-03-2017

FORM IV  
 FOREST RULES, 1969 No. A-809586  
 (Rule 15)  
 06 MAR 2017

DISPOSAL PERMIT FOR FOREST PRODUCE  
 PERMIT MENGELUARKAN KELUARAN HUTAN  
 FOREST LUMBER SON BHD

SA 5247X  
 DP 0273

is hereby authorise to [Redacted]  
 dengan ini telah dibenarkan untuk

the following forest produce taken under Licence No. [Redacted]  
 keluaran hutan berikut yang diambil di bawah No. Lesen (F1)

in the name of MUIC  
 atas nama

Permit expires on 07.03.2017  
 Permit ini tamat tempohnya pada

issued at [Redacted]  
 dikeluarkan di [Redacted]  
 Tanda-tangan: [Signature]  
 Nama Penuh: DAUD DIOSING  
 Tarikh: 09 MAR 2017

Quantity	Species	Dimensions	Class	Volume	Rate per m <sup>3</sup>	Royalty
Kuantiti	Spesies	Ukuran	Kelas	Isipadu	Kadar	Royalti
					semeter padu	RM Sen
1168	MIX	DP NO. 431304	MIX	6060 m <sup>3</sup>	TELAKI DAPAR	
		-315			CMLA	
					RH 74465	
					RH 746714	
		Balak Sampal				
		RH. Mustapha Hj. Mohd...				
		RH. Mustapha Nawang				
		Tarikh: 6/3/2017				

Place: [Redacted] Date: 06-03-2017

Tempat-balak telah di periksa dan  
 tiasahkan serta dengan  
 buku NCF 498 RD

[Signature]  
 Authorise Officer  
 (Pegawai Berkuasa)  
 HARUN DALOH

P.K. 0211/2014  
 Pembantu Perhutanan  
 Mukim: [Redacted]

木材除却許可書 (Disposal Permit) の左上角に押印された「Sabah TLAS Compliant (サバ州木材合法性保証システム準拠)」の四角形のスタンプには、営林署担当職員の署名が加えられている。

図 4.1.10 サバ州木材合法性保証システム準拠スタンプの押印事例

さらにこの通達に対する加工業者の具体的対処方法については、これまでも加工メーカーは製造ラインに投入する丸太に付与された産地や合法性を証明するための ID 番号を台帳に記入してきたので、その ID 番号により合法性が証明されている原木から生産された製品とそれ以外の原木から生産された製品の分別が可能であるとのことであった。そして、

合板の場合、原木の ID と単板の関連付けができるので、複数の原木から生産する製品であっても合法性が証明された原料のみで製造された製品である事実を証明できるとの説明であった。

しかし、この森林局長通達の「CoC 施行の周知」は、充分になされていなかった。多くの製造業者は CoC の施行を全く知らされていなかったため、第三者機関が木材合法性保証システムの定期監査で工場を訪れたときに、監査チェックシートに今までなかった CoC の項目が加わっていること、そして CoC を実施していないために第三者機関からギャップ（不適合）存在の指摘を受けて驚く業者が続出した。このため、監査を行う第三者監査機関は、加工業者が CoC を適切に実施するための講習会を開催した。その講習会は、2017 年 7 月中旬にも開催されていたので、州内の全ての加工業者の CoC 実施体制が整うにはしばらく時間を要しそうである。

森林局長が通達した加工業者の CoC が整うと、サバ州では他の州に先駆けて丸太の生産から加工木材製品までを貫いた CoC を運用することになる。

なお、サバ州森林局によれば、サバ州木材合法性保証システムの手順書は、この通達により追加された木材移動許可書及び木材除却許可書への「木材合法性保証システム準拠」スタンプの押印手続きを掲載するために改訂しなければならないが、2019 年に同システムの改正を予定しているので、手順書の改訂はそのときに行うとの説明であった。

### 4.1.2.3 木材合法性保証システムと FLEGT-VPA

VPA<sup>6</sup>（自主的・二国間貿易協定）は、2003年にEUが決定したFLEGT<sup>7</sup>（森林法の施行・ガバナンス・貿易に係るEUの行動計画）の行動計画の一つであり、違法伐採への対応を貿易のルールに取り込みながら木材の供給国、需要国（EU）双方で社会又は環境持続可能性の促進をしながら行うことを目的としている。VPAへの交渉参加又は批准は「ボランティア」である。しかしVPAは、批准がなされた後に二国間の協定として批准当事国に法的拘束力を発する。

木材合法性保証システム（TLAS：Timber Legality Assurance System）は、EUのFLEGTの中で行われるVPAの核心となるものである。VPAの主な条項を列挙すると次の通りであり、木材合法性保証システムはVPAの履行の主要なツールであることが浮き彫りになる。

表 4.1.1 主な VPA の条項

①プロダクト・スコープ	⑧実施スケジュール
②合法性の定義	⑨付随する措置
③木材合法性保証システムによる木材の追跡及び管理	⑩利害関係者の参加を伴うVPAの実行
④FLEGTライセンスが添付された木材製品の輸入手続き	⑪社会的セーフガード
⑤FLEGTライセンス	⑫情報公開
⑥独立監査	⑬共同実行委員会
⑦木材合法性保証システムの評価基準	⑭独立した市場モニタリング

資料：FLEGT ウェブサイト (<http://www.euflegt.efi.int>)

木材合法性保証システムは、合法性が確認できる木材と確認できない木材の分別及び合法性が確認できた木材に対する生産国のFLEGTライセンスの発行方法に焦点をあてている。木材合法性保証システムの構成事項は、次表に示した五つの事項がVPAの附則に掲載されている。

<sup>6</sup> Voluntary Partnership Agreement

<sup>7</sup> The EU Forest Law Enforcement, Governance and Trade

表 4.1.2 木材合法性保証システムの構成事項

	構成事項	各事項の概要及び要点
1	合法性の定義	合法性の定義は、合法性を確保するための中心的ツールである木材合法性保証システムに適用する法令及び同システム運用時の法令遵守を確認するための項目を規定。合法性は、法令では憲法、国内法、慣習法及び国際条約が構成要素に含まれ、複数の利害関係者の法令遵守の検証のための協議を通じた実用的な部分を特定するとともに、明瞭な法的定義が必要。合法性の定義の対象は、森林の割当、伐採権の配分、森林管理、保有権又は使用权の尊重、地域社会との社会的合意、木材加工、環境保護、木材輸送、労働条件、労働安全・衛生、企業の社会的義務、職務と手数料、輸入手順並びに貿易及び輸出に係る事項。
2	法令遵守の検証方法	木材供給国が FLEGT ライセンスを発行する前に、事業者、サプライヤーが VPA に定めた合法性の定義の全ての要件の遵守の履行状況を確認。当局は、自国のサプライチェーン管理を、供給している木材は合法性の確認された木材のみであることを物理的な確認と書類によって示すとともに、検証を実施。合法性を検証する組織は、政府機関、市場参加者、第三者機関又はこれらの組み合わせ組織で、検証に係る全ての組織の役割と責任の明確な定義及び文書化が必要。
3	サプライチェーン管理	サプライチェーン管理は、サプライチェーンへの未確認又は未確認である可能性がある製品の混入防止を目的とし、堅牢で信頼性があり、既存の制度と手順に根ざしている必要あり。サプライチェーンの管理には、チェーン内の各リンクにおける木材や木材製品の産地を確認する一連のメカニズムと手順が必要で、移動と輸送にあたっては、木材の産地を特定する確認文書の添付が必要。 木材合法性保証システムは、国産材の産地証明の他、輸入木材の合法性を検証する仕組みが必要。
4	FLEGT ライセンス供与	FLEGT ライセンスは、EU の VPA 締結国からの木材が国内法に従って伐採、加工、輸出されていることを保証。FLEGT ライセンスを伴わない製品は、EU 市場への輸入不可。
5	独立監査	独立監査の実施は、VPA の木材合法性保証システムの必須事項。VPA パートナー国の政府は、EU と協議して木材合法性保証システムの管理に関与する組織及び個人から独立している独立監査機関を任命。

資料 : FLEGT ウェブサイト (<http://www.euflegt.efi.int>)

前表に示した内容で構成する VPA は、6つの段階を経て行われる。それらは、事前交渉、交渉、署名、批准、施行及びライセンス発行であり、その各段階の主な内容は、次の表の通りである。

表 4.1.3 VPA 締結までの主な手順

段 階		主な内容
1	事前交渉	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 利害関係者の特定及びワークショップの開催。</li> <li>▪ 民間部門利害関係者のグループ内またはグループ間での VPA 導入の可否を検討。</li> <li>▪ VPA に準拠したシステムの設計及び実施に必要な事項への理解のための技術的研究。</li> </ul>
	交渉準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 木材貿易の利害関係者の把握、木材追跡システムの評価及び違法伐採の程度の把握。</li> <li>▪ VPA の現行法令への対応。</li> </ul>
2	交渉	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 利害関係者グループ内での交渉。</li> <li>▪ 利害関係者グループ間の交渉。</li> <li>▪ EU と輸出国間の交渉。</li> </ul>
3	署名	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 各契約当事者が意志決定プロセスを経て契約内容を確認。</li> <li>▪ 批准時の署名者が契約当事者になる意向を表明。</li> </ul>
4	批准	議会での精査を含む国際条約を批准する標準的な手順により EU 及び輸出国が批准。
5	施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ VPA で合意されたタイムテーブルに基づく制度、法制度、ガバナンスまたは TLAS などの開発。</li> </ul>
6	ライセンス発行	木材供給国は、EU 向け木材に FLEGT ライセンスを発行し、合法性を証明。

資料 : FLEGT ウェブサイト (<http://www.euf.efi.int>)

VPA は、利害関係者の把握並びに利害関係者間の協調及び関係改善を重視している。VPA における具体的な利害関係者としては、行政部門では財務、環境、司法及び法執行、貿易及び税関並びに外務を担当する省庁、民間部門では伐採業者、零細小規模木材事業従事者、中小規模の森林経営体、貿易業者、木材の輸送、加工又は輸出を担当する企業を含めている。

VPA 参加国は、前表の事前交渉段階における利害関係者の洗い出し、VPA の説明及び理解の促進、VPA 導入の可否の検討並びに木材合法性保証システムの基礎となる木材追跡システムの構築並びに違法伐採の程度の把握に大きな努力、多くの資金及び長い時間を費やさなければならない。さらに、次の段階である交渉段階では、利害関係者内及び利害関係者間の交渉を行うため、作業が迅速に進まないのが実態である。

現在、FLEGT の VPA には、アジアから 5 か国、アフリカから 8 か国、南米から 2 か国、計 15 か国が参加しているが、ライセンス発行の段階に到達したのは、インドネシアだけである (表 4.1.4)。インドネシアは 2016 年 11 月 15 日に、世界で初めて FLEGT のライセンス発行段階に至り、現在、EU 向け木材製品に FLEGT ライセンスを添付している。

VPA 締結までのプロセス及び VPA 参加国の現段階における交渉作業の進捗状況を額面通りに受けると、EU 向け木材製品に FLEGT ライセンスを提供できるのは、インドネシアだけになる。しかし、FLEGT ライセンスは、EU が木材合法性保証システムの内容及び実行体制を確認し、確実な合法木材の生産、流通及び加工ができると判断した場合、その木材合法性保証システムを運用している国又は地方政府は EU 向け木材に添付できる。

前掲の図 4.1.6 の合法性証明書は、マレーシア木材産業庁が半島部及びサバ州の木材を対象に発行している合法証明兼原産地証明である。この証明書が EU 向けに発行できるということは、EU が半島部とサバ州の木材合法性保証システムは、合法性を確保する上で問

題がないと判断しているからである。

サラワクの木材合法性確認システムについては、EU が合法性を確保する上で充分機能するシステムとして認めるには至っていない。このことは、半島部及びサバ州の木材合法性保証システムの貿易・通関の基準の中で、サラワク州産材の取扱いの標準が規定されていることから明らかである。これらは、半島部木材合法性保証システムに「サラワク州産材」、サバ州木材合法性保証システムには「サラワク州産材の取扱い」と題して組み込まれている標準で、その内容はサラワク州産材が EU 向け木材製品に混入しないように分別管理するものである。両木材合法性保証システムとも、この標準は、サラワク州で FLEGT-VPA に基づく木材合法保証システムの実行が保留されている間の暫定的措置と位置付けている。

サラワク州は、近い将来、現在実施している木材合法性確認システムを改訂する。この改訂が EU の基準を充足する内容であるか、注目されるところである。

表 4.1.4 FLEGT-VPA 参加国と進捗状況

	国名	交渉開始	交渉合意	署名	批准	施行	ライセンス発行
アジア	インドネシア	2007. 3	2011. 5. 4	2013. 9. 30	2014. 4	2014. 5. 1	2016. 11. 15
	マレーシア	2007. 1					
	タイ	2013. 9. 11					
	ベトナム	2010. 11. 29	2017. 5. 11				
	ラオス	2012. 4					
アフリカ	カメルーン	2007. 11	2010. 5. 6	2010. 10. 6	2011. 12. 1	2011. 12. 1	
	中央アフリカ	2009. 10	2010. 12. 21	2011. 11. 28	2012. 1. 1	2012. 7. 1	
	コートジボアール	2013. 2					
	コンゴ民主共和国	2010. 10					
	ガボン	2010. 9					
	ガーナ	2007. 3	2008. 9. 4	2009. 11. 19	—	2009. 12. 1	
	リビエラ	2001. 5. 9	2001. 7. 11	2013. 12. 1	2013. 12. 1	2013. 12. 1	
	コンゴ共和国	2008. 6	2009. 5. 9	2010. 5. 11	2013. 2. 19	2013. 3. 1	
南米	ホンジュラス	2013. 1					
	ガイアナ	2012. 12					
	国数	15	7	6	6	6	1

注：FLEGT ウェブサイトでは、ガーナの施行日が記載されているものの、その前に行われるはずの批准日の記載が抜けているため、この表では「—」の印で表記した。

資料：FLEGT ウェブサイト (<http://www.euflegt.efi.int>)

#### 4.1.2.4 木材取扱業者の登録と木材合法性保証システムへの参加

マレーシアは木材取扱業者登録制度を運用しており、木材を取扱う業者には法令により州政府への登録が義務付けられている。この登録制度を活用して、主に州政府が森林の管理、丸太の生産及び流通、木材加工業の操業及び加工林産物の流通並びに林産物の貿易を監督している。伐採業から木材製品の加工、流通、貿易に至るまで木材を取扱う全ての事業者は、木材取扱業者として州政府に登録されなければならない。

この登録制度は、木材合法性保証システムの運用にも関連づけられている。ただし、木材取扱業者登録制度と木材合法性システムとの関連については、サバ州及びサラワク州では州政府が全ての木材取扱業者に各州の木材合法性保証システムを遵守した活動を義務づ

けているのに対して、半島部では木材合法性システムへの参加は任意である。このため 2016 年現在で約 4,000 件存在する半島部の木材取扱登録事業者の内、木材合法性保証システムに参加している事業者数は約 320 件で、これらの事業者は、主に EU 向け輸出製品の生産又は流通に携わっている<sup>8</sup>。

#### 4.1.2.5 木材合法性システムの基準と標準

次表は、マレーシアで運用されている三つの木材合法性保証システムの基準と標準を示している。三つのシステムを比較すると、各基準にどの標準を組み込んでいるかについては少々違いがあるが、ほぼ共通した標準を用意している。

三つのシステムの標準の比較からわかるシステム間で大きく異なる点は、伐採区域の承認の標準がサバ州と半島部では用意されているが、サラワク州では組み込まれていないこと、前述のようにサバ州と半島部ではサラワク州産材の取扱いに係る標準が用意されていることである。表 4.1.2 の合法性の定義の欄に示したように、FLEGT についても「森林の割当」は合法性を定義する重要な要素になっている。

伐採区域の承認については、半島部は伐採権を付与するための入札制度を含む標準を設定し、サバ州は 1990 年代の ITTO（国際熱帯木材機関）の勧告を受けて全ての伐採権を解除し、その後入札審査をして再度伐採権を付与した企業をはじめとする林業事業者の実績を考慮した伐採権及び伐採区域の承認方法が標準化されている。一方でサラワク州の木材合法性保証システムには、この標準が未だ設定されていない。

この他、詳細は後述するが、三つの地域で地域の状況を反映した運用がなされ、それが標準にも反映されている。例えば半島部ではサバ州及びサラワク州よりも早くゴム農園の開発が進んだことから、ゴム材の取扱いの標準の内容が充実している。また、サバ州では、木材取扱業者数が少ないこともあって、加工部門を含めた CoC が他の州に先駆けて実行に移されている<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> マレーシア木材産業庁による説明。

<sup>9</sup> 半島部では、木材の合法性を主に合法的な生産をしている産地で証明している。マレーシア木材産業庁の専門官によれば、半島部では木材事業者数が多く、生産している木材製品が多いため、現段階では、サバ州が 2016 年 12 月の告示によって開始した CoC と同様の仕組みを運用できる段階に至っていない。

表 4.1.5 木材合法性保証システムの基準と標準

標準 基準	サバ州 Sabah TLAS	サラワク州 STLVS	半島部 MYTLAS
基準 1 伐採権	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 伐採区域の承認</li> <li>▪ 伐採ライセンス及び林班立入許可書の発行</li> <li>▪ 環境影響調査</li> <li>▪ 伐採計画</li> <li>▪ 伐採区域の境界確定</li> <li>▪ 立木調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 伐採許可書</li> <li>▪ 環境影響調査・環境保護</li> <li>▪ 森林経営計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 州当局による伐採区域の承認</li> <li>▪ 伐採ライセンス発行</li> <li>▪ 小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得</li> <li>▪ 環境影響調査</li> <li>▪ 計画策定及び森林区分登録</li> </ul>
基準 2 林内作業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 伐採施業管理</li> <li>▪ 木材生産管理</li> <li>▪ 丸太輸送</li> <li>▪ 労働安全衛生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 伐採区域・保護区境界確定</li> <li>▪ 毎木調査</li> <li>▪ 木材生産管理</li> <li>▪ 丸太輸送</li> <li>▪ 労働安全衛生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 伐採区域境界確定</li> <li>▪ 立木資源調査</li> <li>▪ 伐採事前影響評価</li> <li>▪ 立木へのタグ及び環印の表示</li> <li>▪ 木材生産管理</li> <li>▪ 丸太輸送</li> <li>▪ 労働安全衛生</li> </ul>
基準 3 徴税	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ロイヤリティ及び手数料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ロイヤリティ及び手数料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ロイヤリティ及び手数料</li> </ul>
基準 4 その他の権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 占有・利用に係る地域の利益及び権利</li> <li>▪ 先住民の利用権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 先住民の利用権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 先住民（オランアスリ）の権利</li> </ul>
基準 5 工場の操業	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 工場ライセンスの発行、更新及び書替並びに操業条件</li> <li>▪ 労働安全衛生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 工場操業許可書の発行・更新及び操業管理</li> <li>▪ 丸太の入出荷</li> <li>▪ 労働安全衛生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 工場ライセンス及び加工許可書発行並びに操業条件</li> <li>▪ 移動式の製材またはチップパーのライセンス発行</li> <li>▪ 労働安全衛生</li> </ul>
基準 6 貿易・関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 輸出規制</li> <li>▪ 輸入規制</li> <li>▪ 輸入した丸太、製材品及び単板の輸送</li> <li>▪ サラワク州産木材の取扱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 企業登録</li> <li>▪ 州内取引</li> <li>▪ 輸入規制</li> <li>▪ 丸太、製材品及び単板の輸送</li> <li>▪ 輸出規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 輸出のため企業登録</li> <li>▪ 輸出許可</li> <li>▪ 輸入制限</li> <li>▪ サラワク州産木材</li> <li>▪ 輸入丸太の輸送</li> </ul>

資料：サバ州森林局、サラワク州森林局、マレーシア木材産業庁（MTIB）提供資料。

### 4.1.3 森林認証

マレーシアでは FSC (Forestry Stewardship Council) 及び MTCC (マレーシア木材認証審議会 : Malaysian Timber Certification Council) が森林認証を行っている。

MTCC が運用している認証スキームである MTCS (Malaysian Timber Certification Scheme) は、2009 年 5 月に PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification) の承認を受け、さらに 2014 年 7 月には PEFC から承認の更新を受けている。

森林認証面積は、FSC が 75 万 5,404ha、MTCS は 411 万 9,189ha で、両スキームの合計面積は 487 万 4,593ha である。この面積は、マレーシアの全森林面積の 27% あたる。CoC 認証事業体数は、FSC が 198 件、PEFC は 408 件で、両スキームの合計事業対数は 606 件である。

#### 4.1.3.1 FSC

マレーシアにおける FSC による森林認証面積は 75 万 5,404ha、認証を受けた森林経営事業体数は 13 件である。FSC の森林認証面積の内、62 万 8,464ha (83%) はサバ州に所在し、その内の 77% は Deramakot 州有林に代表されるサバ州森林局が管理する州有林である。サラワク州には FSC が認証した森林が存在しないので、サバ州以外で FSC の認証を受けた森林 12 万 6,940ha は半島部に所在している。

さらに、FSC のコントロールウツドの認証を受けた事業体が計 35 件あり、その内の 28 件 (80%) は半島部の事業体である。コントロールウツド認証事業体は、サラワク州に 4 件、サバ州にも 3 件存在している。

表 4.1.6 FSC の森林認証の州別実績

	森林経営認証		CW 認証件数	CoC 認証件数
	件数	認証面積		
計	13	755,404	35	198
半島部	2	126,940	28	160
サラワク州	0	0	4	10
サバ州	11	628,464	3	28

注 1 : 2017 年 11 月 1 日現在で FSC International がウェブサイト上で公表している認定事業者名簿を集計。

2 : CW はコントロールウツドの略。

資料 : FSC International website (<https://info.fsc.org>)

マレーシアで CoC 認証を受けた 198 件の CoC 認証事業体の内の 160 件 (81%) は、半島部に所在している。その他地域の CoC 認証事業体数は、サラワク州が 10 件、サバ州は 28 件である。

### 4.1.3.2 MTCS

#### (1) 森林認証

##### ①認証状況

マレーシア独自の森林認証スキームである MTCS による森林認証面積は、411 万 9,189ha である。地域別には、半島部の認証面積が 383 万 6,731ha と最も広く、森林認証面積の 93% を占めている。その他の地域の認証林は、サラワク州に 15 万 9,028ha (4%)、サバ州に 12 万 3,430ha (3%) 存在している。

表 4.1.7 MTCS の森林認証の州別実績  
(件、ha)

	森林経営認証		CoC 認証件数
	件数	認証面積	
計	15	4,119,189	425
半島部	6	3,836,731	366
サラワク州	6	159,028	31
サバ州	3	123,430	26
ラブワン特別区	0	0	2

注1：森林経営認証の実績については、MTCC が提供した 2017 年 10 月 1 日現在の値。

注2：CoC 認証の実績については、2017 年 11 月 1 日現在、PEFC がウェブサイトで公表している認定事業者名簿を集計。

資料：MTCC 提供資料

PEFC website (<https://www.pefc.org>)

CoC 認証は、425 件の事業体でなされている。地域別認証件数は、半島部が 366 件と最も多く、CoC 認証件数の 86% を占めている。

##### ②天然林認証の基準及び指標並びにこれらの検証

MTCS では、天然林の認証を行うために、次の表のように 9 つの原則、39 の基準及び基準別の指標を設定している。マレーシアの項末の付属資料 1 に MTCC から提供があった天然林認証の原則、基準、指標及び検証の詳細を示した。改めていうまでもなく、森林認証スキームは合法性とともに持続可能性を担保するため、合法性を保障の中心に据えている後述の合法性保障システムの検証内容と比較すると、環境面及び社会面で多様な検証を行っている。

天然林認証の原則は、次の 9 つの原則で構成している。

- A. 法律及び原則の遵守
- B. 保有権、使用权及び義務
- C. 先住民の権利
- D. コミュニティーとの関係及び労働者の権利
- E. 森林からの便益
- F. 環境影響評価
- G. 管理計画
- H. モニタリングと評価
- I. 保護価値が高い森林の維持

### ③人工林認証の原則、基準及び指標並びにこれらの検証

マレーシアでは近年人工林が増加しており、MTCS では人工林の認証には人工林用の原則、基準及び指標並びに検証方法が用意されている。

人工林認証の原則は、次のように 10 の原則で構成している。

- A. 法と原則の遵守
- B. 保有権、使用件及び責任
- C. 先住民の権利
- D. コミュニティと労働者の権利
- E. 森林からの便益
- F. 環境影響評価
- G. 管理計画
- H. 監視及び評価
- I. 保護価値が高い森林の維持
- J. 人工林の開発及び管理

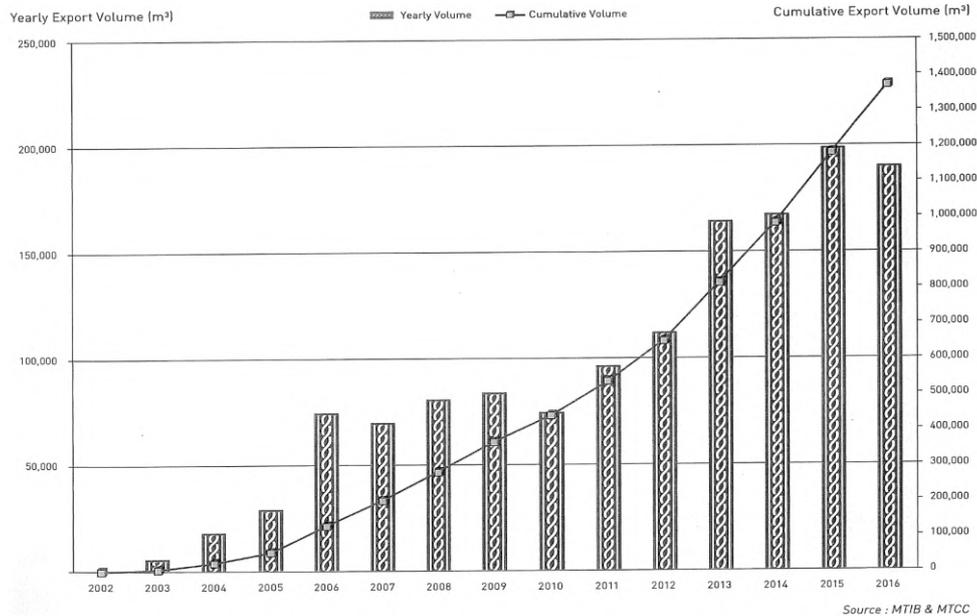
人工林認証の原則、基準、指標及び検証の詳細は、マレーシアの項目末の付属資料 2 に示した。

### ④CoC 認証

MTCS の CoC 認証事業体数は 408 件である。地域別 CoC 認証事業体数は、半島部が最も多く 366 件 (90%)、その他はサラワク州 31 件 (8%)、サバ州 9 件 (2%)、ラブワン特別区 2 件である。MTCS の CoC 認証は、半島部及びサバ州の木材合法性保証システム並びにサラワク州の木材合法性確認システムで発行される丸太の移動許可書の信頼性の確認に特徴がある。サバ州の木材検問所、サラワク州の OSCC (One Stop Compliance Center)、半島部の森林検査ステーションでは、輸送前の丸太又は輸送中の丸太の木口又はタグに表示された丸太生産 ID 番号と移動許可書の内容の整合性の確認が行われている。MTCS においては、この整合性の確認を再検証する。さらに工場に入荷した丸太については、入荷確認書として使われている失効した移動許可書及び丸太の請求書の記載内容の整合性を中心にして移動許可書の信頼性の確認がなされる。一方で、製品の CoC については、一般的な CoC の運用と同じ分別管理及び取引した林産物の出荷先の特定に焦点が当てられている。

多くの森林認証機関と同様に、MTCC も MTCS によって認証した製品の数量は集計していない。ただし、MTCC は組織を設立した 2002 年から、マレーシア木材産業庁の協力を得て、認証製品の輸出データを集計している。

これによれば、2016 年の MTCS 認証製品の輸出量は 19 万 405 m<sup>3</sup>である。この量は、前年の 19 万 8,992 m<sup>3</sup>から 4%減少したものの、2002 年以降の輸出実績は、順調に増加する傾向にあり、特に EU が EUTR (EU Timber Regulation) を本格的に導入した 2013 年以降の輸出量の増加が顕著である。



原資料：MTIB 及び MTCC  
 出典：MTCC, “Malaysian Timber Certification Council Annual Report 2016”, p22 から転載。

図 4.1.11 MTCS 認証製品の輸出量の推移

表 4.1.8 MTCS 認証製品輸出量、品目別輸出量割合、相手国別輸出割合

(単位：m³、国数、%)

区 分		2015 年	2016 年
輸 出 量		198,992	190,405
輸出相手国数		41	59
輸出相手国別割合	計	100	100
	オランダ	35	30
	イギリス	11	16
	ドイツ	7	10
	オーストラリア	7	7
	ベルギー	5	5
	フランス	5	5
	南アフリカ	4	4
	中国	3	4
	デンマーク	2	2
	インド	2	2
	韓国	2	2
	米国	2	2
	その他	15	21
品目別割合	計	100	100
	製材品	64	52
	モールディング	18	24
	合板	18	23
	その他	0	1

資料：MTCC, “Malaysian Timber Certification Council Annual Report 2016”, pp 22 - 23 及び MTCC 提供資料。

なお、2016年のMTCS認証製品の輸出量は微減したものの、輸出相手国数は2015年の41か国から2016年には59か国に18か国増加している。

MTCS認証製品の主要な輸出先はEUである。特にオランダと英国への輸出割合が高く、この二か国の輸出割合は、2015年、2016年ともに46%に達している。またアジア・オセアニア諸国では、オーストラリアが7%と比較的高く、中国、インド、韓国その他、日本にも輸出が行われている。

2016年のMTCS認証製品の輸出品目別割合は、製材品が52%とほぼ半数、モーディング及び合板がそれぞれ約四分の一の割合を占めている。これを2015年のデータと比較すると、製材品の割合が低下した一方で、モーディング及び合板の割合が高まっている。

## 4.1.4 木材市場

### 4.1.4.1 マレーシアからの木材輸入

マレーシアはアジア屈指の木材生産国であり、日本の重要な外材供給国である。特にマレーシアからの合板は、日本の市場でも大きなシェアを維持している。日本は2016年にマレーシアから104万 $\text{m}^3$ の合板を輸入した。この数量は、同年の日本の合板出荷量(311万6,000 $\text{m}^3$ )に合板輸入量(215万6,000 $\text{m}^3$ )を加えた合板供給量(527万2,000 $\text{m}^3$ )の20%、合板輸入量の48%にあたる。

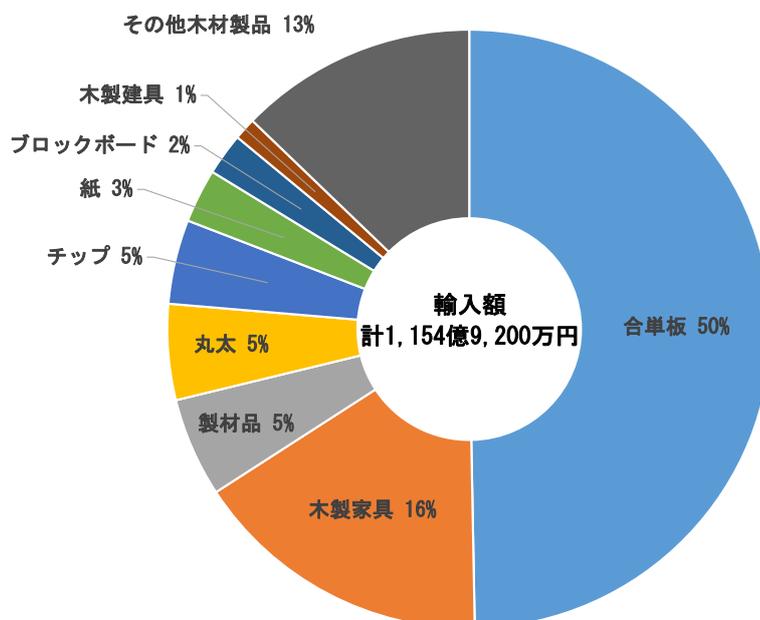


図 4.1.12 2016年のマレーシアからの品目別木材、木材製品、木製家具輸入額割合

戦後、日本はマレーシアから合板用及び製材用の原木を大量に輸入していた。しかし、森林資源の減少と伐採規制、丸太の品質の低下、マレーシアにおける加工産業の発達などにより、日本に輸出されている木材は、原木から製材品へ、製材品から合板へ、合板から木製家具へと段階的に加工度が高い製品に比重が移ってきている。日本のマレーシアからの丸太輸入量は、2000年の時点では655万m<sup>3</sup>であったが、2016年には16万8,000m<sup>3</sup>まで減少している。

2016年のマレーシアからの木材及び木材製品並びに木製家具の品目別輸入額は、1,154億9,200万円で、その内の半分は合単板（574億800万円）が占めている。そして、品目別輸入額の第2位は木製家具で、同じく16%（186億2,700万円）を占めている。

表 4.1.9 マレーシアからの品目別林産物輸入量

		2012	2013	2014	2015	2016
丸太	(1,000 m <sup>3</sup> )	251	212	229	183	168
製材品	(1,000 m <sup>3</sup> )	108	91	96	85	74
単板	(t)	9,968	7,620	9,805	6,037	7,543
合板	(1,000 m <sup>3</sup> )	1,551	1,559	1,443	1,164	1,040
ブロックボード	(1,000 m <sup>3</sup> )	50	45	41	36	36
集成材	(1,000 m <sup>3</sup> )	8	8	5	6	6
切削板	(t)	19,191	13,697	11,233	7,688	7,904
繊維板	(t)	128,717	127,885	108,457	112,762	107,400
チップ	(t)	178,307	215,416	202,298	279,489	305,950
パルプ	(t)	200	128	96	44	23
紙・板紙・クラフトライナー	(t)	10,053	11,636	10,584	7,205	9,603
木製家具	(t)	93,926	79,849	89,657	85,856	90,746
木製家具部材	(t)	9,339	10,100	11,411	11,009	10,351

注：製材品には枕木を含む。

資料：財務省『貿易統計』

#### 4.1.4.2 マレーシアの木材需給の概要

林産物は、マレーシアにとって重要な輸出品である。主要木材製品の需給量(表 4.1.10)は、丸太、製材品及び合板は 100%を超える自給率を維持し、丸太は 286 万 4,000 m<sup>3</sup>、製材品は 195 万 8,000 m<sup>3</sup>、合板は 248 万 6,000 m<sup>3</sup>を輸出している。単板については、2015 年以降、少量ではあるが輸入により不足分をカバーしている。また 2016 年は、合板の輸入量が半島部での輸入量の急増により前年比倍増している。

2012 年と 2016 年を名目消費量について比較すると、合板以外の品目は減少している。同期間の名目消費量は、丸太が 1%減とほぼ横ばいであったが、製材品は 31%減、単板は 26%減となっている。同じく生産量については、丸太が 2%減、製材品は 19%減、合板は 28%減、単板は 32%減少している。

表 4.1.10 主要木材製品需給量

		(1,000 m <sup>3</sup> , %)				
		2012	2013	2014	2015	2016
丸 太	生産量	16,020	14,729	14,744	15,275	15,744
	輸入量	80	45	50	28	18
	輸出量	3,012	3,160	3,220	3,028	2,864
	名目消費量	13,088	11,614	11,574	12,275	12,898
	名目自給率	122.4	126.8	127.4	124.4	122.1
製材品	生産量	4,177	3,620	3,453	3,501	3,402
	輸入量	324	280	253	256	236
	輸出量	2,057	1,966	1,965	2,016	1,958
	名目消費量	2,444	1,934	1,741	1,741	1,680
	名目自給率	170.9	187.2	198.3	201.1	202.5
合 板	生産量	3,870	3,392	3,685	3,420	2,789
	輸入量	342	288	427	506	1,023
	輸出量	3,406	3,399	3,101	2,534	2,486
	名目消費量	806	281	1,011	1,392	1,326
	名目自給率	480.1	1,207.1	364.5	245.7	210.3
単 板	生産量	809	776	816	690	552
	輸入量	216	154	197	236	237
	輸出量	268	221	217	228	225
	名目消費量	757	709	796	698	564
	名目自給率	106.9	109.4	102.5	98.9	97.9

注 1 : 丸太には大中角を含む。

2 : 合板にはブロックボードを含む。

3 : 名目消費量は、生産量と輸入量の和から輸出量を減じた量。

4 : 名目自給率は、生産量を名目消費量で除したパーセンテージ。

資料 : Malaysian Timber Industry Board & Department Statistic Malaysia.  
2016 年のサラワク州の丸太生産量の資料はサラワク州森林局業務資料、同じく輸出量の資料は、STIDC, "Export Statistics of Timber & Timber Products Sarawak 2016"

マレーシアの丸太、製材品、合板、単板及びモールディングの生産量（表 4.1.11）は、減少傾向で推移している。2012 年から 2016 年までの期間の生産量は、2013 年を底に回復しているが、2016 年の数値は 2012 年の水準まで回復していない。

丸太の生産量については、2016 年は 1,574 万 4,000 m<sup>3</sup>と、2012 年の 1,602 m<sup>3</sup>から 2%低い水準にとどまっている。2016 年の丸太の地域別生産量シェアは、半島部が 28%、サバ州が 17%、サラワク州は 55%とサラワク州のシェアが半数を超えている。しかしサラワク州の同シェアは、2012 年は 60%であり、5 ポイントシェアが縮小したことになる。

サラワク州は、合単板生産でも大きなシェアを占めている。サラワク州は 2016 年のマレーシアの合板生産量 278 万 9,000 m<sup>3</sup>の 65% (181 万 8,000 m<sup>3</sup>)、同じく単板生産量 55 万 2,000 m<sup>3</sup>の内の 62% (33 万 9,000 m<sup>3</sup>) のシェアを占め、依然としてマレーシアの木材市場の重要なプレーヤーであり続けている。ただし製材品とモールディングについては、半島部のシェアが大きい。半島部は 2016 年のマレーシアの製材品生産量 340 万 2,000 m<sup>3</sup>の内の 73% (248 万 5,000 m<sup>3</sup>)、同じく 12 万 2,000 m<sup>3</sup>のモールディング生産量の 59% (7 万 2,000 m<sup>3</sup>) のシェアを占めている。

表 4.1.11 地域別主要木材製品生産量

		(1,000 m <sup>3</sup> )				
		2012	2013	2014	2015	2016
丸太	計	16,020	14,729	14,744	15,275	15,744
	半島部	4,468	4,084	4,115	4,341	4,451
	サバ	1,966	2,101	1,468	1,856	2,624
	サラワク	9,586	8,544	9,161	9,078	8,669
製材品	計	4,177	3,620	3,453	3,501	3,402
	半島部	2,790	2,502	2,457	2,511	2,485
	サバ	326	271	254	220	242
	サラワク	1,061	847	742	770	675
合板	計	3,870	3,392	3,685	3,420	2,789
	半島部	415	381	381	425	364
	サバ	714	691	650	655	607
	サラワク	2,741	2,320	2,654	2,340	1,818
単板	計	809	776	816	690	552
	半島部	62	92	141	68	94
	サバ	107	115	155	136	119
	サラワク	640	569	520	486	339
モールディング	計	354	165	165	136	122
	半島部	244	77	98	79	72
	サバ	100	81	63	54	47
	サラワク	10	7	4	3	3

資料 1 : Department of Peninsular Malaysia, Sabah Forestry Department, Sarawak Timber Industry Development Corporation, Malaysian Timber Industry Board  
 2 : 2016 年のサラワク州の丸太生産量の数値は、サラワク州森林局業務資料。

主要木材製品の輸入量（表 4.1.12）は、マレーシアは生産国であり、かつ、国内需要が限られていることから、各品目ともに少量である。ただし前述のように、2016 年は半島部における合板の輸入量が急増している。

表 4.1.12 地域別主要木材製品輸入量

		(1,000 m <sup>3</sup> )				
		2012	2013	2014	2015	2016
丸太	計	80	45	50	28	18
	半島部	35	24	27	21	14
	サバ	45	21	23	7	3
	サラワク	—	—	—	—	1
製材品	計	324	280	253	256	236
	半島部	295	250	226	244	228
	サバ	27	26	25	11	7
	サラワク	2	4	2	1	1
合板	計	342	288	427	506	1,023
	半島部	327	269	411	487	1,003
	サバ	14	16	10	15	15
	サラワク	1	3	6	4	5
単板	計	216	154	197	236	237
	半島部	131	106	114	123	103
	サバ	8	3	12	5	14
	サラワク	77	45	71	108	120
モールディング	計	51	52	78	46	47
	半島部	50	49	77	45	46
	サバ	1	2	1	1	—
	サラワク	—	1	—	—	—
パーティクルボード	計	463	380	440	428	491
	半島部	462	379	438	428	490
	サバ	—	—	—	—	—
	サラワク	—	—	—	—	1
ファイバーボード	計	118	145	125	126	134
	半島部	116	142	124	108	109
	サバ	1	1	1	1	11
	サラワク	1	2	—	17	14

- 注 1 : 丸太には大中角を含む。  
 2 : 合板にはブロックボードを含む。  
 3 : モールディングにはダボを含む。  
 4 : 「—」印は、実績はあるものの、四捨五入しても 1,000 m<sup>3</sup>に満たないもの。  
 資料 : Malaysian Timber Industry Board & Department Statistic Malaysia

主要林産物の輸出量（表 4.1.13）は、総じて減少傾向で推移している。品目別輸出量で 2012 年から 2016 年の間に最も減少したのは合板で、マレーシア全体では 27%減、同じくサラワクについては 35%も減少した。

主要林産物の地域別輸出量は、マレーシア全体に占めるサラワク州のシェアは丸太で 86%、合板で 68%、単板で 62%と大きく、同じく半島部のシェアは製材品で 64%、モールディングは 89%、パーティクルボードは 85%、ファイバーボードは 83%と大きい。